

情報学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文教大学大学院学則（以下「学則」という。）第12条第3項及び文教大学大学院履修規程第8条の規定に基づき、大学院情報学研究科における授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。

(授業科目)

第2条 授業科目は、学則に基づいて開講するものとし、単位及び履修年次は、別に定める専攻のカリキュラム表による。

(履修科目)

第3条 授業科目は、当該年次及び下級年次に配当されているものに限り履修することができる。ただし、専攻の特別な指定がある場合は、この限りではない。

(科目の履修)

第4条 情報学専攻修士課程においては、研究指導教員の指導の下で、開設されるすべての授業科目の中から合計30単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、他研究科修士課程及び本研究科と協定を行った他の大学院の開講科目から、科目担当教員の許可を得て選択履修することができるものとし、これによって修得した単位は4単位を限度に選択科目の単位に含めることができる。

第5条 学生は、研究指導教員から研究指導上必要と認められた場合には、情報学部の授業科目を授業担当者の許可を得て聴講することができるものとする。ただし、これによる単位の発生は行わないものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、情報学研究科教授会の議を経て情報学研究科長が決定する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。